

敦煌の古墓群と出土鎮墓文（下）

關 尾 史 郎

敦煌の古墓群に対する発掘調査の概要や、被葬者の地域性と階層性といった問題について検討した上篇【關尾2007】に続き、本篇では、鎮墓文の様式と内容、鎮墓文の埋納状況という二つの問題について検討する。なお対象とするのは、上篇にも述べたように、敦煌の新店台、佛爺廟湾、および祁家湾の3古墓群とその近郊から出土した鎮墓文であり、既に集成【關尾(編)2005】に収録した137点がこれに相当するが、本篇では、集成公刊後に簡報【甘研2002】を入手できた疏勒河古墓群出土の2点と、上篇公刊後に紹介のあった新店台古墓群⁽³⁰⁾出土の11点【張・白2006】についても、新たに検討の対象としたい。

3. 鎮墓文の様式と内容

敦煌の古墓群から出土した鎮墓文の様式と内容については、既に町田隆吉による分析がある【町田1986】。本稿もこの成果に多くを負っているが、これによると、様式と内容は2種に大別できるという。それぞれ町田に従ってA型とB型とし、各1点ずつを以下に例示しておきたい。

1) A型の鎮墓文

- ⑬ 「西晋泰熙元（二九〇）年四月呂阿豊鎮墓文（一）」（85DQM321:24 陶罐〈模〉【甘研1994:103図72-3】〈録〉【同前:102】・【關尾(編)2005:14】）
泰熙元年四
月庚寅朔
六日乙未直
平、呂阿豊

(30) 新たに紹介された11点は、1987年の5月から7月にかけて新店台・佛爺廟湾の両古墓群から出土したもので【張・白2006:366】、上篇1の1) ⑦の調査により出土したものと考えられる。

之身死。今下
斗瓶・五穀・
鉛人、用當
復地上生人。
青烏子・北
辰詔、令死
者自受其
央⁽³¹⁾爵。不加爾
移央傳咎。
遠与他鄉。
如律令。

(泰熙元年四月、朔日が庚寅で、六日の乙未、直平の日、呂阿豊がみまかった。そこで今、斗瓶・五穀・鉛人を下して、地上の生者へ〔崇りが及ぶのを〕免れるようにしたい。青烏子〔が告げ〕、北辰が詔げる。「死者に自らそのとがめを受けさせよ。とがめを〔生者に〕移して加えてはならないし、とがめを〔生者に〕転じてもならない。〔生者と死者は〕別の場所に遠ざけるべきである。律令に定められたごとく〔執り行え。〕」と。)

町田は、「斗瓶」、「五穀」、「鉛人」、「青烏子」、「北辰」、「令死者自受其央(殃)爵」、および「遠與他郷」といった語句を A 型の共通項とする【町田1986:106】。⑬からわかるように、A 型では、呂阿豊が没したこと、そして生者(遺族)に災いが及ぶのを防ぐために斗瓶(当該の鎮墓文を書写した陶罐)、五穀(陶罐に入れた)、および鉛人を副葬したことを述べた上で、青烏子(漢代の方士)と北辰(北極星)が連名で地下の官吏に対し、生者に災いが及ばないようにその主旨を徹底するという構文になっている。上篇に示した⑩と⑪は、この A 型のもっともシンプルなヴァリエーションだが、敦煌から出土した鎮墓文150点のうち、31点がこの A 型である。

(31) 他の事例では、青烏子の後に「告」字が入っている。具体例については、【關尾(編)2005】を参照されたい。

(32) 「央」字は、「殃」字の音通と判断した。以下、同じ。

2) B型の鎮墓文

- ⑭ 「西晋建興二(三一四)年閏(十)月呂軒女鎮墓文(一)」(85DQM319:12 陶罐〈模〉【甘研1994:107図74-2】〈録〉【同前:107】・【關尾2005:27】)
建興二年閏月一
日丁卯、女子呂
軒女之身死。
適治八魁・九
坎。厭解天注・
地注・歳注・月注・
日注・時注。生死
各異路、千秋

-
- (33) 「地下の官吏」というのは推測だが、先行する後漢の鎮墓文がその根拠である。
「後漢初平四(一九三)年十二月王某鎮墓文」(1957年西安市和平門外雁塔路東出土、〈写〉【唐1980:図版9】〈模・録〉【同前:95】〈録〉【陳1981:115-116(陳1988:393-395)】・【鈴木2007:255-257】)
初平四年十二月己
卯朔十八日丙申直危、天帝
使者謹爲王氏之家
後死黃母當歸舊閭。
慈告丘丞・莫伯・地下
二千石・蒿里君・莫黃・
莫主・莫故夫人・決曹・
尚書令。王氏冢中、先
人无驚无恐、安隱
如故。今後曾財益
口、千秋萬歳无有央咎。
謹奉黃金千斤、兩
用填塚門、地下死籍
削除文、他央咎轉
要道中人。和以五石之
精、安冢莫、利子孫
故以神瓶震郭門。
如律令。

なお「莫」は「墓」の、「閭」は「穴」の、「慈」は「茲」のそれぞれ別字だが、ここでは「丘丞」以下、「地下二千石」を含め、地下(黄泉)の諸官に「天帝使者」が出した指示が文言の中心を占めている。

萬歲不得

⁽³⁴⁾
相注忤、便利

生人。如律令。

(建興二年閏[十]月の一日丁卯の日、女性、呂軒女がみまかった。まさに八魁・九坎(星名)にもとめ、天注・地注・歳注・月注・日注・時注[などの病]をしずめとくべきである。生者と死者はそれぞれ路を異にし、千秋万歳にわたってともに注忤にかかってはならず、生者に便利あらしめよ。律令に定められたごとく[執り行え]。)

町田は、「八魁・九坎」、諸注(「天注」・「地注」・「年(歳)注」・「月注」・「日注」・「時注」)、および「生死(各)異路」(「生人前行、死人却歩」)などの語句をB型の共通項とする【町田1986:106-107】。⑭にあるように、B型では、呂軒女が没したこと、八魁・九坎に対して、生者を死者と隔離して様々な疫病を防ぐべきことを指示するという構文になっている⁽³⁵⁾。上篇に示した⑫は、このB型のもっともシンプルなヴァリエーション⁽³⁶⁾とすることができる。なお敦煌から出土した鎮墓文のうち35点がこのB型である。

このほか、A型とB型双方の要素を合わせ持っているものが12点⁽³⁷⁾、A型にもB型にも属さないものが3点あり⁽³⁸⁾、それ以外は様式・内容に関する具体的なデータが不明という数字である。

A型とB型とを問わず、鎮墓文に見える語句のうち、「急急如律令」をはじめ

(34) 「注忤」については、『諸病源候論』巻24注病諸候に、「注忤候」として、鬼邪の毒気を犯忤して形成された注病とする説明がある【牟田(訳)1989:470】(同書については、岩本篤志氏の教示を得た)。なお【坂出2003】も併照。

(35) 構文からは、「八魁・九坎」に指示を出した主体が不明確である。A型と同じく青烏子と北辰なのか、または後漢時代の鎮墓文のように天帝使者かそれに準じる存在だったのか、はたまた全く異なった存在だったのであろうか。後考に俟ちたい。なお後漢時代の鎮墓文の発信者(指示者)については、江優子の成果【江2004】を参照した。

(36) 35点のうちには、「年次未詳□阿平鎮墓文(一)」と「同(二)」(82DXM21出土、〈録〉【敦博・北大1987:631】・【關尾(編)2005:138-139】)のように、2点の陶罐に分けて書写されたものが含まれる。

(37) その多くは、A型に特有の青烏子や北辰、あるいは五穀や鉛人といった副葬品が明記されている一方で、B型に特有の八魁や九坎、さらには注忤なども記載されている。

め、「移央傳咎」(A型)や、「生死各異路」・「千秋萬歳」(B型)などいくつか、既に後漢時代の鎮墓文に見えることも、既に町田が指摘しているとおりだが【町田1986:111】、洛陽や長安で作成された後漢時代の鎮墓文はもとより、魏晉時代に敦煌以外の河西地域で作成された鎮墓文においても、このような類型化はできない⁽³⁹⁾。後漢時代の鎮墓文がそれぞれ分類が不可能な程度に様式・内容とも多様であったことを想起すれば【鈴木2007】、ともかくもかかる類型化が可能⁽⁴⁰⁾な点に、敦煌の鎮墓文の独自性の一つがあると評することができよう。

3) 鎮墓文の様式・内容と器型

A型・B型の鎮墓文とも、墨書か朱書で陶器の器腹に書写されている。墨書と朱書の使い分けは、同一墓の同一被葬者でほぼ統一されているようだが【表I】、なぜ使い分けられたのか、その理由は不明というほかない⁽⁴¹⁾。とにかく、被葬者の性別、鎮墓文の様式・内容、および後述する器型との間に連関性はほとんど認められない。

(38) このうち、祁家湾古墓群から出土した唯一の陶鉢に書写されていた鎮墓文、すなわち「年次未詳某人鎮墓文」(85DQM310:23〈録〉【甘研(編)1994:86】・【關尾(編)2005:99】)は、ほかに例のない様式・内容を有しており、文中に、「佛生」徳文「佛徳」とありながら、A型の文言もB型の文言も、そして「急急如律令」という末尾の常套句も見られない。そのため、報告書【甘研(編)1994:86】は仏教信仰の影響を指摘している。

(39) 註(33)に掲げた後漢の鎮墓文にも、A型に類する「他央咎転」という文言と、B型の「千秋萬歳」という文言が共存している。なお後漢時代の鎮墓文については、上篇の註(1)に掲げた成果に加えて、鈴木雅隆による集成【鈴木2007】が出た。また魏晉時代に敦煌以外の河西地域で作成された鎮墓文については、集成【關尾(編)2005】・【關尾2006A】を参照されたい。

(40) 鈴木雅隆は、敦煌出土の鎮墓文が有するこのような特徴に注目し、「後漢型鎮墓瓶」に対して「敦煌型鎮墓瓶」という概念を提起する。さらに、そこから独自の宗教集団の存在をも想定しているが【鈴木2007:196-197】、宗教的な影響は否定できないまでも、敦煌一帯だけに巨大な影響力を有するような宗教集団の存在を想定するのは、理論的にも現実的にも無理があると私は考える。

(41) 同じ被葬者に属する鎮墓文で墨書と朱書の使い分けが行われた事例は2例だけだが、このうち姫令熊の3点については、2点がA型で陶罐に、最後の1点がB型で陶鉢にそれぞれ書写されていた。

【表Ⅰ：鎮墓文の書写形式】

書写形式	墓葬番号・整理番号（一部）・被葬者とその性別（推測を含む）
墨書	X152:14,15(陳小晴、男)／X187:10,9(郭綦香、女)／X176:11,1(李興初、男)／X31(趙季波、男)／X65(傅長然、男)／Q218:4,19(万安、女)／X1:26,27,4(汜心容、女)／Q371:5,6(魏得昌、男)／Q348:5,6(工□子、男)／Q310:15,22(□富昌、男)／Q312:5,4(□安富、男)／F1:6,8(張法靜、男)／Q301:12,?(某)／X21(□阿平、男)
朱書	Q209:1,3(頓寬兒、男)／Q321:24,23(呂阿豐、男?)／Q340:20,19(□民仁、男)／Q210:8,?(竇□、男?)／X40(韓治、男)／X4(蘇治、男)／Q319:12,13(呂軒女、女)／Q208:29,28(頓盈姜、女)／X33(□黑奴、男)／Q356:12,13(吳仁姜、男)／F3:6,15(姬女訓、女)／F1:32,33,34(張輔、男)／Q336:4,5(晝虜奴、男)／Q206:3,4(□宮華、女)／Q207:11,?(某、女)／Q208:12,11(某、男)／Y1001(翟宗盈、男)
墨書・朱書	X135:1,2(閻芝、女)／F3:13,14,19(姬令熊、男)

* 墓葬番号のXは新店台、Qは祁家湾、Fは佛爺廟湾をさす。また順序は、集成【關尾(編)2005】の掲載順による（以下、同じ）。

ところで、鎮墓文が書写されているのは、陶罐や陶鉢と呼ばれている素焼きの小さな器で、前者は壺形、後者は皿形の形状を有する。このうち、陶鉢は管見の限りでは敦煌以外で出土しておらず、敦煌独自の器型と考えられる。またそれぞれの大きさ・寸法のデータは以下のようになる【表Ⅱ】・【表Ⅲ】。

【表Ⅱ：陶罐の大きさと寸法（単位はcm）】

出土古墓群	高さ	腹径	底径
祁家湾	5.4~9.7	—	3.3~7.8
新店台	5.4~7.8	4.1~6.5	—
佛爺廟湾	6.5~7.0	5.0~6.0	—

【表Ⅲ：陶鉢の大きさと寸法（単位はcm）】

出土古墓群	高さ	口径
祁家湾	—	16.4
佛爺廟湾	5.0	12.0

* 【表Ⅱ】・【表Ⅲ】のデータは、集成【關尾(編)2005】から転載した。

データが不明な項目（「—」で示す）が多いが、陶罐の場合、高さだけを見ても、大きいものでも10cmに満たないものばかりで、小さいものは5cm

強に過ぎず、いずれも掌に乗る程度の小型のものばかりであることがわかる。陶鉢は出土例が少ないが、口径は陶罐よりも大きいものの、高さは陶罐以下である。陶罐については、後漢時代のもの（陶壺・陶瓶と称される）が小さいものでも、高さが15cm前後あり、大きいものになると、25cm近くに達することを想起すれば、著しく小型化⁽⁴²⁾したことがわかる。このような敦煌における陶罐の小型化は、その器腹に書写される鎮墓文の文章構造の簡略化や字数の減少という傾向とも関係していると考えられるかもしれない。

さてA型・B型という鎮墓文の様式・内容と、この器型との関連だが、この問題についても、町田による指摘が既にある【町田1986:107】。すなわち、A型の鎮墓文はもっぱら陶罐に書写されているのに対し、B型の鎮墓文は、陶罐と陶鉢の双方に書写されているのである。つまり同じB型であっても、例えば上篇に示した⑫は陶鉢に、本篇に示した⑭は陶罐に書写されたものなのである。A型では、斗瓶や五穀を副葬することが明記されており、鎮墓文が書写された陶器自体がその斗瓶であり、そこに五穀が納められるのであるから（上篇の⑩・⑪では、「五穀瓶」とより直截的な表現になっている）、皿状の陶鉢ではありえず、それは自ずと陶罐にならざるをえない。つまり器型は鎮墓文の内容に制約されることになる。それに対して、B型のほうは、とくに器型から制約されることはない。少なくとも鎮墓文の様式・内容からは、B型は陶罐でも陶鉢でも問題はないはずである。

以上、本章では、敦煌の鎮墓文は様式・内容から二つの類型に大別できること、そしてそのような分化は、洛陽や長安で作成された後漢時代の鎮墓文にも、魏晉時代に敦煌以外の河西地域で作成された鎮墓文にも見られないもので、敦煌独自の現象であったこと、鎮墓文が墨書や朱書で書写される陶器には陶罐と陶鉢とがあり、陶鉢は敦煌だけに見られる器形であること、一方の陶罐は後漢時代から見られるものの、敦煌のそれは小型化が進んでいたこと、そして鎮墓文の様式・内容はこの器型と対応していたことなどを、先学の成果に多くをよりながら述べてきた。次章では、これらの鎮墓文がどのように墓葬に埋納されたのか、という問題について考えてみたい。

(42) 後漢時代の陶罐（陶壺・陶瓶）の大きさについては、劉昭瑞の集成【劉2001】のデータを参照した。

4. 鎮墓文の埋納状況

ここで検討すべきことは、鎮墓文の埋納状況である。⁽⁴³⁾埋納状況とは、各古墓群や各墓葬ごとの埋納状況、すなわち埋納点数とその内訳（鎮墓文の様式・内容、器形とその対応関係）、さらには各墓葬内部の埋納位置などである。なお本章での検討は、敦煌の古墓群のうちで、悉皆的で大規模な調査が行われ、かつまとまった報告書【甘研(編)1994】が刊行されている祁家湾古墓群のデータを中心に進めていきたい。

1) 鎮墓文の埋納点数とその内訳

祁家湾古墓群では、西晋～「五胡」時代の墓葬117座が発掘調査の対象となったが、そのうち、約35%に相当する41座から鎮墓文が出土した。その出土点数は全部で89点に上る【甘研(編)1994:182-199】。すなわち出土墓1座から平均2点強の鎮墓文が出土していることになる。この数字を、魏晋・「五胡」時代の古墓群のうち、祁家湾古墓群と同じように、発掘報告書が刊行されている嘉峪関の新城古墓群【甘文他(編)1983】と、大通の上孫家寨古墓群【青研(編)1993】と比較してみよう【表Ⅳ】。なお西晋時代、前者は酒泉郡祿福県の、後者は西平郡長寧県のそれぞれ墓葬だったと考えられる。

【表Ⅳ：主要古墓群の鎮墓文の出土点数】

古墓群名	所在	発掘墓数	出土墓数	出土点数	報告書略号
敦煌・祁家湾	甘肅省敦煌市	117	41	89	【甘研(編)1994】
嘉峪関・新城	甘肅省嘉峪関市	8	2	2	【甘文他(編)1983】
大通・上孫家寨	青海省大通県	25	1	2	【青研(編)1993】

*大通・上孫家寨古墓群については、報告書【青研(編)1993】が、「漢末魏晋初」とした墓葬の数をベースにした。

(43) 厳密に言えば、私たちが知りうるのはあくまでも出土状況であって、埋納状況ではない。埋納されてから今日に至るまでに盗掘に遭った墓葬があるだろうし、何らかの事情で埋納場所から移されたものも皆無とは言えないからである。しかし報告書【甘研(編)1994】などを読むかぎりでは、古墓群全体が大規模な盗掘に遭ったとは考えられないので、本稿では出土状況をもって埋納状況を検討したい。

祁家湾古墓群⁽⁴⁴⁾以外は、発掘が行われた墓葬の総数（「発掘墓数」）が少ないのが難点ではあるが、出土した鎮墓文の総数（「出土点数」）の多さはもちろんのこと、墓葬の総数に占める、鎮墓文が出土した墓葬の数（「出土墓数」）の割合の高さも群を抜いていることがわかる⁽⁴⁵⁾。正式な発掘報告書こそ刊行されていないものの、新店台や佛爺廟湾⁽⁴⁶⁾など、敦煌地域の他の古墓群でも、基本的な状況は同じと言ってよからう。ただし祁家湾の117座のなかには合葬墓が含まれているから、被葬者ごとの鎮墓文の点数という観点から再整理すると、以下のようになる【表V】。

【表V：墓葬ごとの鎮墓文の出土点数—祁家湾古墓群】

単葬、合葬の別	鎮墓文数	出土墓葬番号 (85DQM)	合計
単 葬 墓	1 点	201, 306, 331, 333, 365。	5
	2 点	210, 218, 371, 348, 336, 206, 207, 213, 323, 350, 358。	22
	3 点	318。	3
合 葬 墓 (帰属確定)	1 点	302, 302, 307, 313, 330, 332, 349, 351, 362。	9
	2 点	320, 209, 340, 320, 319, 208, 328, 356, 351, 310, 310, 312, 208, 313, 340	30
	3 点	349, 369, 321。	9
合 葬 墓 (帰属不明)	1 点	370	1
	2 点	321, 364, 301, 314, 329	10

*例えば302号墓は合葬墓で、2人の被葬者に各1点ずつ鎮墓文が埋納されていたことを示す。また370号墓は合葬墓ながら、出土した1点の鎮墓文がいずれの被葬者に帰属していたかについて情報を欠くことを示す。

(44) 嘉峪関・新城古墓群では、その後も断続的に発掘調査が行われ、現在では第13号墓まで簡報が出ているが【甘博1979】・【嘉管1982】、その後の調査では鎮墓文は出土していないようである。

(45) 大通・上孫家寨古墓群では、乙4号墓から2点出土しているが(乙4:18, 19)、それぞれ「中央」、「南方」とだけあり【青研(編)1993:108-109】、註36に紹介した事例と同じように、鎮墓文が2点の陶罐に書き分けられたと考えるべきものである。

(46) 1987年の5月から7月にかけて行われた新店台・佛爺廟湾両古墓群の発掘調査では、西晋から「五胡」時代の墓葬100余りが対象になり、合計で22点の鎮墓文(陶罐・陶鉢)が出土したという【何1989】。祁家湾のケース【甘研(編)1994】よりも割合は小さいが、出土総数としては無視できない数字ではある。

表Vからわかるように、単葬墓からも複数の鎮墓文が出土しているのである。このことは、1人の被葬者に対して2点以上の鎮墓文が埋納されたことを意味しており、このようなケースが12件もある。また合葬墓でも、1人の被葬者に対して複数の鎮墓文が埋納されたケースが18件あり、1点だけ埋納されたケース9件のちょうど倍になる（上篇に掲げた⑩～⑫の3点も、全て被葬者汎心容のものであった）。6座の合葬墓については、複数の被葬者のうちいずれのために埋納されたのか不明だが、複数の鎮墓文が出土している5座の場合も、2点いずれも特定の1人の被葬者のために埋納された可能性が十分に考えられる。また合葬墓だからといって、複数の被葬者に等しく鎮墓文が埋納されたわけでもないことは、「合葬墓（帰属確定）」の項に1回しか墓葬番号が記録されていない墓葬が半数以上に上っていることから明らかであろう。

これらのうち、1人の被葬者に対して複数の鎮墓文が埋納されているケースについて、その内訳を見ておくと、以下のようなになる【表VI】。

【表VI：1人の被葬者に対して複数点出土した鎮墓文の内訳】

組み合わせ	墓葬番号（被葬者の性別）
A型+A型	209（男）、321（男？）、340（男）。
B型+B型	319（女）、328（男）。
A型+B型	218（女）、348（男）、336（男）。
A B+B型	356（男）
A B+A B	310（男）
B型+その他	310（女）

複数全ての様式・内容が判明するケースはけっして多くないので、確実なことはわからないのだが、2点ともA型あるいはB型というケースもあれば、A型とB型各1点ずつというケースもある。またこの組み合わせは、被葬者の性別とはほとんど関係ないかのごとくである。

2) 鎮墓文の埋納位置

それではこれらの鎮墓文は、各墓葬内にどのように埋納されていたのであろうか。この問題についても、既に町田隆吉が論じている【町田1986:107-108】。町田によれば、A型にせよB型にせよ、およそ陶罐は全て被葬者の頭部上方と

足元に置かれ、それに対して陶鉢は被葬者の腹部に伏せた形で一部欠けた状態ないしは破碎された上で置かれたというのである。この指摘をふまえて、もう少し詳細に見ていこう。まずは陶罐から、1人の被葬者に対して複数の埋納事例があるケースについてその埋納位置をまとめると以下ようになる【表Ⅶ】。

【表Ⅶ：陶罐の埋納位置】

埋納位置	墓 葬 番 号 (85DQM) ・ 類 型
頭部のみ	356(AB、B)、351(A、?)、206(AB、?)、213(?、?)、350(?、?)。
足元のみ	
頭部と足元	320(AB、?)、321(A、A)、320(B、?)、319(B、B)、208(A、?)、218(A、B)、371(A、?)、310(AB、AB)、312(B、?)、208(?、A)、313(?、?)、323(?、?)。
その他	210(墓道、A、?)

確かに全18例中で頭部付近と足元に1点ずつ配置した例が12件と過半を占めるが、2点ともに頭部付近に配置した例も5件ある。一般的には町田の指摘のごとくかもしれないが、それ以外のケースもあったことを確認しておきたい。⁽⁴⁷⁾ただし墓道⁽⁴⁸⁾というのは、何らかの特殊な事情によるものであって、あくまでも被葬者の尸体近くに配置するのが原則だったと考えられる。

後漢時代の鎮墓文の埋納位置については、既に江優子の分析【江2003】があるが、それによれば多くは墓門の付近であり、また墓室の隅や木棺の傍らに配置される事例も散見されるという。このうちとくに墓門の付近は現世へと続く入口であるため、結界のようなものを張って墓を守ると同時に靈魂が墓から外へ出て行くことを防止するという役割を鎮墓文が負っていたとする。魏晋時代に敦煌以外の河西地域で作成された鎮墓文についてはデータが不足しているが、墓室内であっても前室⁽⁴⁹⁾だったり、後室の隅だったりしているので、敦煌の鎮墓文とは明らかに異なる。敦煌の場合、その埋納位置からすれば、後漢時代の鎮墓文とは異なった役割が期待されていたかのごとくであるが、この問題に

(47) 新店台65号墓から出土した2点(82DXM65:9、10。ともにAB型)は、それこそ例外的にいずれも足先に置かれていたという【敦博・北大1987:642図1】。

(48) 祁家湾210号墓については盗掘の言及がないので、2点の鎮墓文(85DQM210:7、8)は当初から墓道に配置された可能性も捨て切れないが、その理由は不明である。

関しては、鎮墓文の様式・内容自体に対する立ち入った比較検討作業が必要になるので、別の機会にゆずり、⁽⁵⁰⁾敦煌独自の器形である陶鉢に書写された鎮墓文について、見てみよう【表Ⅷ】。

【表Ⅷ：陶鉢の埋納位置】

古墓群	整理番号	埋納位置	埋納状態	伴出鎮墓文
祁家湾	85DQM310:23	腹部付近	破砕	85DQM310:16 (B)
新店台	60DXM1:4 87DXM179:2	棺内に覆置	破砕 破砕	60DXM1:26, 27 (A) 87DXM179:1 (A)
佛爺廟湾	80DFM3:19 80DFM1:34 80DFM1:8 44FYM1002 44FYM1005 44FYM501? 44FYM502	腹部 股下 腹部 股下 足元	破片 破片 破片 破片 破片多数 破砕 破砕	80DFM3:13, 14 (B) 80DFM1:32, 33 (A) 80DFM1:6 (A) なし なし なし なし
疏勒河	疏勒河 M4:15	墓室・墓門に散布	破砕	なし

敦煌の古墓群から出土した陶鉢に書写された鎮墓文は上の11点であり、けっして数は多くはない。やはり陶罐に書写されるのが一般的であったことがここからわかるが、このうちB型の文言が確認できるのはさらに少なく、新店台出土の2点と、佛爺廟湾出土の4点(3号墓、1号墓、および502号墓出土分)⁽⁵²⁾

(49) 前室は、酒泉・西溝古墓群出土の93JXM6:1【甘研1996:12】、後室の隅は、嘉峪関・新城古墓群出土の72JXM1:9【甘文他(編)1983:25-26】である。このほか、高台・土墩2号墓出土の鎮墓文(M2:10)は、第2室(中室)後方にあった【甘研・高博2003:47図9】。

(50) 墓門の付近には配置されなかったということは、墓を守るという意味が稀薄であり、むしろ靈魂が墓から外へ出て行くことを防止するという点に主眼があったと考えることはできるかもしれない。生者と死者を区別する趣旨の文言がA型でもB型でも常套句になっていることも、それを推測させる。

(51) 陶鉢は、「陶盆」と称されることもあるが、本稿では「陶鉢」で統一する。

(52) 502号墓の鎮墓文は、1944年5月の発掘調査により出土したもので、詳細なデータを欠いているが、当時の出土遺物の一部が現在、莫高窟の第143窟に保存されているという【郭・楊2007】。

だけである。祁家湾出土の1点は類例のない文言であり、その他は破碎が著しく、文言は釈読が不可能なものである。

しかしB型の文言が確認されるうちの多くは、ともに破碎された破片の状態で、腹部付近で発見されている。簡報は、佛爺廟湾出土の80DFM1:8について、意図的に破碎して埋納されたことを推定しており【敦博1983:52】、これが事実だとすると、それ以外のものも同じように、何らかの理由により、破碎されたと考えられる。このような状況は、祁家湾出土の85DQM310:23も同様で、文言の違いを超えて、B型の陶鉢と同じような役割が期待されていたことになる。

B型の鎮墓文は、死者（被葬者）が死後の世界で様々な疫病に罹患しないように（それは黄泉の国に到達し、安住できるように、ということと同義であろう）との願文が主題を構成していたと考えられるので、あるいは願文を唱和しながらこれを破碎して祈願したのであろうか。

以上、本章では、敦煌の古墓群には、敦煌以外の河西地域の古墓群と比較すると、多くの鎮墓文が埋納されたこと、一人の被葬者に複数の鎮墓文が埋納されることも珍しくはなかったこと、またその場合、様式・内容の組み合わせはとくに決まっていなかったこと、陶罐は被葬者の頭部や足元近くに埋納されたのに対して、陶鉢は腹部付近に破碎した上で埋納されたことなどを述べてきた。埋納点数の多さは、鎮墓文によって表現される葬礼が、敦煌地区において独自の展開を見せたことを示していると判断されよう。とくに陶鉢に書写された鎮墓文は、その埋納された位置や形状からして、後漢時代の鎮墓文に比べても呪術的な要素が加わったことを示唆していると言えようが、鎮墓文の様式・内容の類型化のみならず、葬礼の埋納品が鎮墓文に一元化されてしまった点にも、敦煌社会の特質の一端を指摘することができるかもしれない。⁽⁵³⁾

(53) 詳細は別の機会にゆずるが、葬礼に関わる埋納文物は、鎮墓文以外にも随葬衣物疏や柩銘などがある。魏晋・「五胡」時代、河西地域にはこれらが等しく普及するが、敦煌では鎮墓文が広く作成されたのとは対照的に、随葬衣物疏も柩銘も出土例が確認されていない。このことは、葬礼に限定してではあるが、敦煌の地域社会の画一性を象徴しているように思われるのである。なおこのような河西地域の葬礼に関わる埋納文物の出土状況については、とりあえず【關尾2006B】を参照されたい。

おわりに

以上、本稿では4章にわたり、敦煌地区の古墓群から出土した鎮墓文について検討を行ってきた。鎮墓文が出土した墓葬についても、書写された陶器についても、そしてなによりも鎮墓文の様式・内容自体についても、不十分な検討に終始してしまった。また上篇には既に修正を必要とする箇所も生じてきた。⁽⁵⁴⁾ただ、集成【關尾(編)2005】の解説としての役割は最低限果たせたと思うので、ひとまずは擱筆して叱正を仰ぎたいと思う。

引用文献一覧

〔日文・五十音順〕

江 優子

2003 「漢墓出土の鎮墓瓶について—銘文と墓内配置に見える死生観—」、『鷹陵史学』第29号：1-45。

2004 「後漢時代の鎮墓瓶における発信者について」、『佛教大学大学院紀要』第32号：71-82。

坂出祥伸

2003 「冥界の道教的神格—「急急如律令」をめぐって—」、『東洋史研究』第62巻第1号：75-96。

白石典之

2007 「甘粛西部における魏晋十六国時代墓の編年—副葬陶器を中心にして—」、『西北出土文献研究』第5号：5-26。

鈴木雅隆

2007 「後漢鎮墓瓶集成」、『長江流域文化研究所年報』第5号：196-288。

關尾史郎

2005 (編)『中国西北地域出土鎮墓文集成(稿)』、新潟：新潟大学超域研究機構「大域的文化システムの再構成に関する資料学的研究」プロジェクト・大域プロジェクト研究資料叢刊Ⅶ。

2006A 「疏勒河古墓群出土鎮墓文について—附、「中国西北地域出土鎮墓文集成(稿)」補遺—」、『西北出土文献研究』第3号：91-102。

2007 「敦煌の古墓群と出土鎮墓文(上)」、『資料学研究』第4号：横15-31。

(54) 前篇と前後して発表された【白石2007】は、本稿でも取り上げた敦煌地区の古墓群も含め、酒泉、嘉峪関、および高台など各地の古墓群について、新たな編年を試みている。

牟田光一

1989 (訳)『校釈 諸病源候論』、東京：緑書房。

町田隆吉

1986 「敦煌出土四・五世紀陶罐等銘文について—中国古代における葬送習俗に関する覚え書き—」、『研究紀要』(東京学芸大学附属高等学校大泉校舎)第10集：101-118。

[中文・画数順]

甘肅省文物考古研究所(甘研)

1994 (編)『敦煌祁家灣—西晋十六国墓葬發掘報告』、北京：文物出版社。

1996 「甘肅酒泉西溝村魏晋墓發掘報告」、『文物』1996年第7期：4-38、図版1-2。

2002 「甘肅疏勒河魏晋墓發掘簡報」、『隴右文博』2002年第1期：5-15。

甘肅省文物考古研究所・高台県博物館(甘研・高博)

2003 「甘肅高台県駱駝城墓葬の發掘」、『考古』2003年第6期：44-51。

甘肅省文物隊・甘肅省博物館・嘉峪関市文物管理所(甘文他)

1983 (編)『嘉峪関壁画墓發掘報告』、北京：文物出版社。

甘肅省博物館(甘博)

1979 「酒泉、嘉峪関晋墓の發掘」、『文物』1979年第6期：1-17、図版1-3。

何双全

1989 「敦煌新店台、佛爺廟湾晋至唐墓群」、中国考古学会(編)『中国考古学年鑒1988』：247-248、北京：文物出版社。

青海省文物考古研究所(青研)

1993 (編)『上孫家寨漢晋墓』、北京：文物出版社。

唐金裕

1980 「漢初平四年王氏朱書陶瓶」、『文物』1980年第1期：95、図版9。

張煦燦・白彬

2006 『中国道教考古』第2冊、北京：線装書局。

郭永利・楊惠福

2007 「敦煌翟宗盈墓及其年代」、『考古与文物』2007年第4期：61-63。

陳直

1981 「漢初平四年王氏朱書陶瓶考釈」、『考古与文物』1981年第4期：115-116。

1988 『文史考古論叢』、天津：天津古籍出版社。

敦煌県博物館(敦博)

1983 「敦煌佛爺廟湾五胡時期墓葬發掘簡報」、『文物』1983年第10期：51-60。

敦煌県博物館考古組・北京大学考古実習隊(敦博・北大)

1987 「記敦煌發現的西晋、十六国墓葬」、北京大学中国中古史研究中心(編)『敦煌吐魯番文献研究論集』第4輯：623-648、北京：北京大学出版社。

嘉峪関文物管理所（嘉管）

1982 「嘉峪関新城十二、十三号画像磚墓発掘簡報」、『文物』1982年第8期：7-15。

劉昭瑞

2001 『漢魏石刻文字繫年』、台北：新文豐出版公司・補資治通鑑史料長編稿系列。

關尾史郎

2006 B 「莫高窟北区出土《大涼安楽三年（619）二月随葬衣物疏》的兩三個問題」、季羨林・饒宗頤（主編）『敦煌吐魯番研究』第9卷：111-122、北京：中華書局。

[附記] 本稿は、平成19年度新潟大学プロジェクト推進経費（助成研究）「大域的文化的システムの再構成に関する資料学的研究」による研究成果の一部である。

（2008年2月4日稿了）